

固定資産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
<p>公益財団法人大阪みどりのトラスト協会</p>	<p>平成30年度に支出している事業費のうち、支出内容から固定資産の取得と考えられるものについて、固定資産台帳との照合を行ったところ、以下のものが計上されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 558 1558 873"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>科目</th> <th>取得価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地黄湿地 簡易トイレ設置工事</td> <td>委託費</td> <td>354,240円</td> </tr> <tr> <td>和泉葛城山ブナ林気象観測器資材(2セット)</td> <td>消耗品費</td> <td>353,484円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	科目	取得価額	地黄湿地 簡易トイレ設置工事	委託費	354,240円	和泉葛城山ブナ林気象観測器資材(2セット)	消耗品費	353,484円	<p>検出事項について固定資産台帳を速やかに是正するとともに、他に固定資産台帳に登載すべきものがあるかどうか確認し、ある場合には速やかに固定資産台帳に登載されたい。</p> <p>また、大阪みどりのトラスト協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪みどりのトラスト協会会計規程】 第26条（固定資産の管理） 会計責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。 2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、会計責任者は、帳簿の整備を行わなければならない。</p> </div>	<p>検出事項について、固定資産台帳に登載し、貸借対照表上その他固定資産に計上した。</p> <p>また、他に固定資産台帳に登載すべきものがあるか確認した結果、他に登載すべきものはなかった。</p> <p>今後は、当協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
名称	科目	取得価額										
地黄湿地 簡易トイレ設置工事	委託費	354,240円										
和泉葛城山ブナ林気象観測器資材(2セット)	消耗品費	353,484円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月21日から同月22日まで）